

介護保険料の年金天引き

(仮徴収と平準化)

介護保険料は住民税決定後に確定します。住民税額決定は6月のため、介護保険料確定は7月になります。年金天引きは年6回あり、そのうち前半の3回は仮徴収と呼ばれます。原則4・6・8月の仮徴収額は前年度2月と同額となりますが、10月以降の本徴収額が大きく変動する方は、6・8月の仮徴収額を調整する場合があります。

Q.所得は変わっていないのに6・8月の介護保険料が上がったのはなぜ？

A.10月以降の徴収額が大きく上がってしまうのを防ぐためです

解説

令和4年度の年額=71,640円、令和5年度の年額=71,640円の場合

■令和4年度

仮徴収	4年 4月	15,500円
	4年 6月	15,500円
	4年 8月	15,500円
本徴収	4年 10月	8,540円
	4年 12月	8,300円
	5年 2月	8,300円
合計		71,640円

■令和5年度

仮徴収	5年 4月	調整なし 8,300円	調整あり 8,300円
	5年 6月	8,300円	13,700円
	5年 8月	8,300円	13,700円
本徴収	5年 10月	15,740円	12,140円
	5年 12月	15,500円	11,900円
	6年 2月	15,500円	11,900円
合計		71,640円	

もし仮徴収の金額を調整しない場合、本徴収額が仮徴収額を上回るため、一度に徴収する金額が大きくなります。6・8月の金額をあらかじめ調整(平準化)することで、10月以降の負担金額を軽減しています。所得に変更がなくても4月と6・8月で差が出るのはこのためです。この調整は年金天引きの方すべてに行うものではなく、金額の変動が少ない方には行いません。調整する方には4月頃に仮徴収額の変更通知を送付します。